

# 令和4年度（2022年度） 神石高原町 保育所入所のしおり

- 公立保育所等一覧
- 神石高原町保育基本方針
- 保育所での食事と食育
- 保育所とは
- 保育所の制度
- 認定申請できる児童  
(認定区分・有効期間・認定変更)
- 入所の手続き
- 退所及び転所の手続き
- 入所に必要な書類
- 保育料について
- 第2子以降保育料実質無償化  
事業について
- 保育料徴収基準額表
- 入所承諾後に必要な書類
- 入所式前の預かりについて
- 扱食等について
- 保育所と保護者の連絡について
- 保護者会について
- 健康診断等について
- 保育所入所時の児童災害共済について
- 保育所のご利用に際し留意していただきたいこと
- 保育内容に関する相談・苦情について
- 一時預かり事業について
- 保育所開放について
- 神石高原町保育所等位置図



## 【申請書類様式】

- 入所申込書（「支給認定申請及び保育所等入所申込書」）
- 支給認定（変更）申請書
- 就労申告書（自営・内職・農業などの従事者用）
- 申立書（妊娠出産・病気・その他の要件）
- 申立書（求職活動要件）
- 介護状況確認書
- 個人番号（マイナンバー）提供書
- 全国統一の就労証明書（簡易版）様式

〒720-1522  
神石高原町役場

広島県神石郡神石高原町小畠1701番地  
子育て応援課 児童係  
☎ (0847) 89-3368

## 神石高原町保育所一覧

設置者の名称	神石高原町						
代表者氏名	町長 入江嘉則						
設置者の住所	広島県神石郡神石高原町小富1701番地						
担当課	神石高原町子育て応援課						
電話番号	0847-89-3368						
保育所名	所在地 (電話番号)	定員	入所可能年齢	開所時間	休所日	障がいをお持ちの児童の保育	一時預かり保育
油木保育所	油木乙5029番地5 (☎82-0906)	60名	満6か月~	7:30~ 18:30	日曜日 祝祭日 年末年始	○ (ご相談ください)	○
とよまつ保育所	下豊松661番地1 (☎84-2132)	60名	満6か月~				
いずみ保育所	福永1466番地 (☎87-0099)	45名	満6か月~				
こばたけ保育所	上2420番地 (☎85-2718)	60名	満2歳~				
くるみ保育所	井関2696番地 (☎85-3329)	45名	満6か月~				

### 各施設の状況

- ・乳児室、ほいく室、保育室、遊戯室、調理室、医務室、幼児用トイレ、屋外遊戯場があります。
- ・屋外遊戯場には、複合遊具、鉄棒、砂場等があります。

油木保育所



とよまつ保育所



いずみ保育所



くるみ保育所



こばたけ保育所



# 神石高原町保育基本方針

子どもの最善の利益を尊重し、養護と教育を一体とした保育を通して、豊かな感性と人間性をもった心身ともに伸びやかな子どもの育成をめざします。

## 【保育目標】

- 1 十分に養護の行き届いた環境のもと、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定をはかります。
- 2 健康で安全な生活の仕方を身につけていきます。
- 3 人とのかかわりの中で、愛情と信頼感を深め、人権を大切にする心を育てていきます。
- 4 生命、自然及び社会の事象について興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培っていきます。
- 5 生活や遊びの中で言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養っていきます。
- 6 さまざまな体験を通して、豊かな感性や表現力を育て、創造性の芽生えを培っていきます。



## 保育所での食事と食育

保育所では、友だちや保育者といっしょに楽しく食事をすることによって、食事のマナー や後片付けなど望ましい食習慣を身に着け、栄養や健康についての興味や関心を育てています。

1. 健康な体をつくるための献立について配慮しています。
  - ・旬の食材や地場産物をできるだけ多く取り入れ、バランスのとれた食事内容を目指しています。
  - ・加工食品をなるべく使わず、手作りの食事を心がけています。
  - ・日本の昔ながらの食事や地域産品を使って、「食育」に取り組み、子どもたちに食文化を伝えます。
2. 望ましい食習慣を目指します。
  - ・楽しく食事をしながら多くの食品に慣れ、あいさつや正しい姿勢などが身に着くように援助していきます。
3. 実体験の中で豊かな心を育てていきます。
  - ・菜園や地域の農地での活動を通じて、食べ物への感謝や大切さを学びます。
4. 食物アレルギーへの対応
  - ・アレルギーの原因食品を除去する必要がある場合には、医師の診断、指示書に基づいて食事内容を変更します。
  - ・アレルギーの原因食品を除いてできるだけ代替食を実施します。



「子ども・子育て支援制度」では、すべての子どもたちが笑顔で成長するとともに、保護者が安心して子育てができる、育てる喜びを感じるために、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の充実、多様な保育ニーズに対する質と量の向上を進めています。

この制度では、身近な保育の場として「幼稚園」「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業」が確保されています。

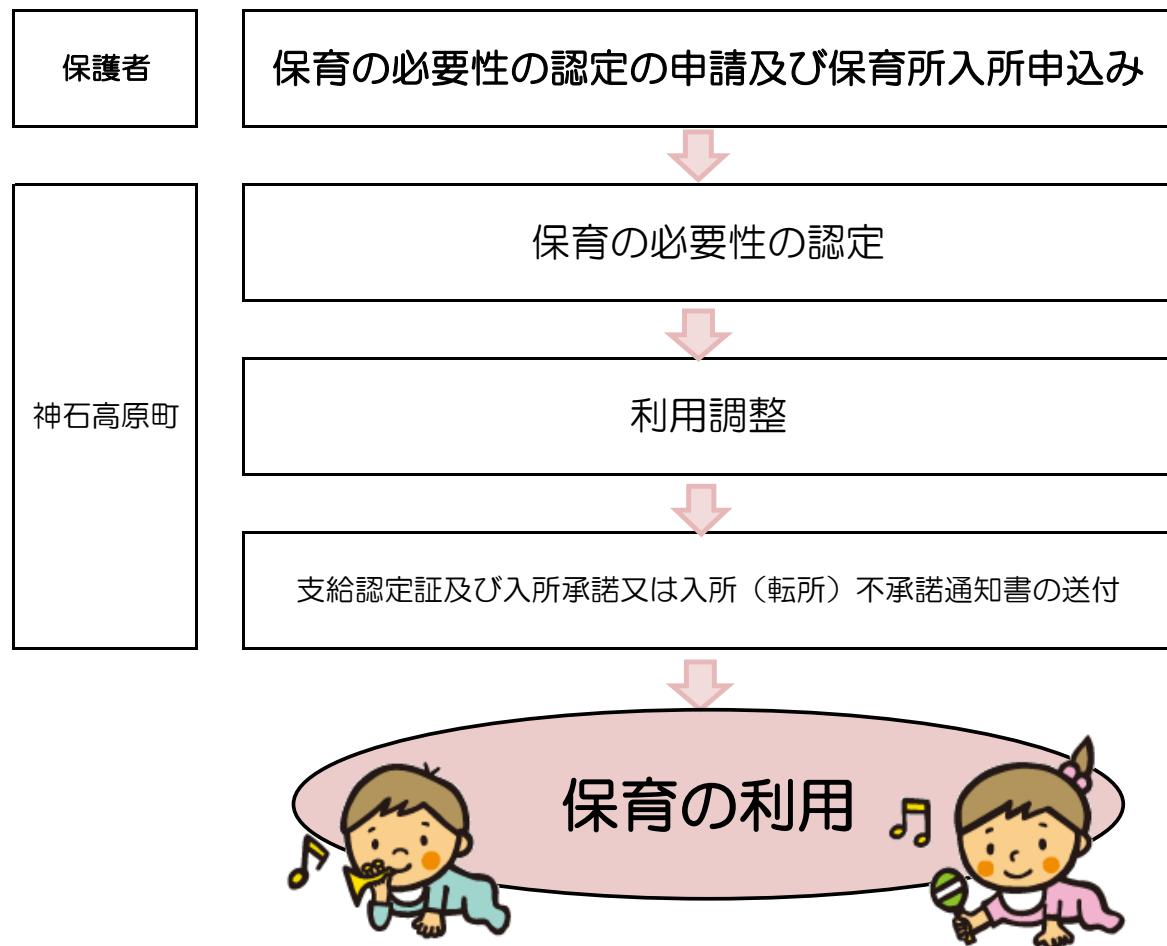
町内保育所を利用するための申込から承諾までの流れは次のようになっています。

## 保育所とは

就労などのため家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。

## 保育所の制度

入所申込みから承諾までの流れ



# 認定申請できる児童

- 1 保護者が神石高原町に居住している世帯の児童
- 2 保護者のいずれもが次の認定要件に該当すること

認定要件			認定要件内容説明
1 就労	居宅外	保護者が居宅外で働いているとき（町長が認める時間※以上の就労が認められる場合）。	
	居宅内	保護者が児童と離れて日常の家事以外の仕事を居宅内でしているとき（町長が認める時間※以上の就労が認められる場合）。	
2 産前産後	母親が妊娠中又は出産後間がないとき。		
3 病気・障害など	保護者が病気などの状態にあるか、又は障害があるとき。		
4 病気の家族の介護	家族に病気又は障害がある方がいるため、保護者が長期にわたりその介護をしているとき。		
5 家庭の災害（被災）等	震災・風水害、火災その他の災害復旧にあたっているとき。		
6 求職活動	求職活動を継続的に行っているとき。		
7 就学・職業訓練	専修学校、各種学校に在学又は職業訓練を受けているとき。		
8 虐待・DVのおそれ	社会的擁護を必要とするとき。		
9 その他	前号に類する家庭での保育が困難な状況として町長が認める状態にあるとき。		

※ 町長が定める就労の下限時間は48時間/月です。（国が定める最も少ない時間となります。）

## 保育の認定区分

施設（保育所）の利用にあたり、入所申込みで保育の必要が認められる場合は、次のとおり保育の支給認定を行います。保育所等の入所申請と併せて支給認定申請が必要です。認定は次の区分に分かれます。

認定区分	利 用 施 設	利用形態（※注1）
2号認定（満3歳以上）	保育所・認定こども園（保育部分）	保育標準時間 保育短時間
3号認定（満3歳未満）	保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業所等	保育標準時間 保育短時間

※ 入所審査の結果と併せて支給認定証を送付します。施設の利用には、この支給認定証が必要となりますので、紛失しないように大切に保管してください。

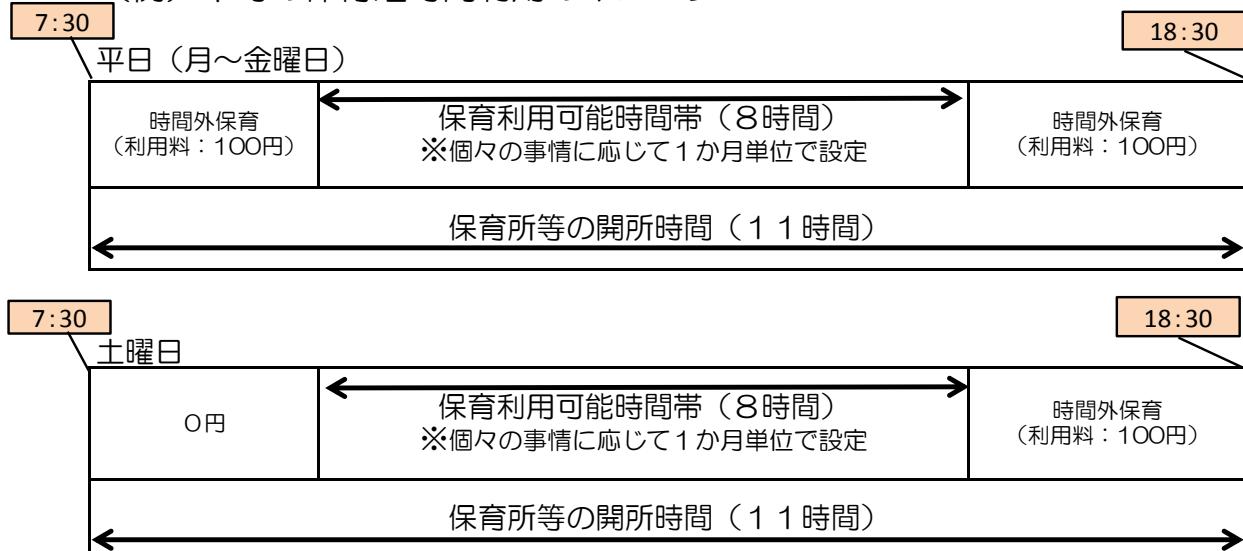
※ 満3歳以上の子どもで保育を必要としない場合は、認定区分「1号」とし、幼稚園又は認定こども園（幼児教育）の利用ができます。（各園での申込みとなります。）

（注1）保護者の保育必要量に応じて、次のとおり保育所の利用可能時間が2区分となります。

利 用 形 態	保 護 者 の 認 定 要 件		利 用 可 能 時 間
	就労、介護、看護、就学 就労等時間／月	左記以外	
保 育 標 準 時 間	120時間程度以上	産前・産後、病気・障害、 災害、虐待・DVのおそれ	11時間
保 育 短 時 間	48時間以上120時間程度未満	求職活動	8時間

※利用可能時間を超えて保育所等を利用する場合は、保育料とは別に時間外保育料の負担が必要です。

## (例) 本町の保育短時間利用のイメージ



## 認定有効期間

- 1 保育の認定有効期間（入所承諾期間）は、保育所等認定要件により決定します。但し、認定有効期間満了時において、更に認定要件に該当する場合は、認定期間を更新することができます。
- 2 次の認定要件により入所される児童の認定有効期間は、効力発生日から次の期間のとおりです。
  - ①産前・産後・・・・・・産前：申請時点で母子手帳の交付を受けていること。  
産後：子が1歳の誕生日を迎えた年度の末日まで。
  - ②求職活動・・・・・・施設利用開始日から6か月以内とすること。
  - ③就学・職業訓練・・・卒業予定日又は終了予定日の属する月の末日までの期間
  - ④就労予定・・・・・・年度内

## 認定変更

入所申込み後に父母の認定要件等が変更になる場合は、認定変更が必要です。要件の確認できる書類を速やかに提出してください。  
就労予定（求職中）で提出された場合は、就労開始後（就職後）に就労証明書の提出が必要となります。

## 入所の手続き

### 4月1日以降の入所申込み

受付期間 令和4年1月6日（木）～1月31日（月）

8：30～17：15まで受付【土・日曜日を除く】

※ただし、各保育所においては、土曜日も受付けております。

申込先： 入所希望の保育所 又は 役場子育て応援課 へお願いします。

審査の結果等 入所承諾（不承諾）通知書は3月に郵送します。

※支給認定を受けても利用調整の結果入所不承諾になることもあります。

※認定要件に該当しない場合又は認定要件書類の提出をいただけない場合は、入所できません。

### 年度途中の入所

年度途中の入所は随時受け付けています。

#### 年度途中の入所の申込み

入所希望の保育所・役場子育て応援課で随時受付しております。

年度途中での入所を希望される方は、できるだけ、入所希望日の20日前までにお申込みください。ただし、保育所の入所状況や行事などにより、希望される日からの入所ができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 神石高原町以外の保育所の利用を希望される場合

里帰り出産等の理由で神石高原町以外の保育所を利用されたい場合については、役場子育て応援課にご相談ください。所在地の市町村と協議し広域入所による保育ができる場合があります。

希望される保育所の入所については、神石高原町や希望される保育所の所在する各市町村、希望される保育所等の受入要件がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。

### 神石高原町以外にお住いの方で神石高原町の保育所の利用を希望される場合

里帰り出産等の一時的な理由で神石高原町の保育所の利用を希望される場合については、お住まいの市役所又は役場の保育所担当部署にご相談ください。お住まいの市町村と神石高原町が協議し広域入所による保育ができる場合があります。入所申込みはお住まいの市町村に提出いただくこととなります。

また、転入予定者の方については、入所を希望する理由欄に転入予定日をご記入いただき、事前にご提出いただくことも可能ですのでお問合せください。（住民税額の証明書を保護者全員分を添付していただく必要があります。【※個人番号（マイナンバー）提供書を提出されている場合は、所得課税証明書は不要です。】）

## 退所及び転所の手続き

保育所を退所される場合は「退所届」の提出が必要です。また、町内の別の保育所に転所（保育所変更）を希望される場合は、「申立書」の提出をお願いします。

様式は各保育所にあります。

## 入所に必要な書類

入所の申込みには次の書類が必要です。

### 必ず必要となる書類

- ①支給認定申請及び保育所入所申込書（児童1人につき1枚）
- ②保護者が保育することができない状況を証明するための書類など

**※保護者それぞれについて、次の認定要件に該当する書類を提出してください。**

認定要件		様式名	摘要
就労	被雇用者	就労証明書 (別紙様式1)	<ul style="list-style-type: none"><li>・勤務先で証明を受けてください。</li><li>・就労予定の場合も勤務予定先で証明を受けてください。</li></ul>
	自営・内職・農業等	就労申告書 (別紙様式2)	<ul style="list-style-type: none"><li>・就労状況を記入し、該当者の名前で申告してください。</li></ul>
	※なお、令和4年4月以降の入所申込にあたっては、全国統一の就労証明書(簡易版)様式の就労証明書でも可能です。本町のホームページからダウンロードしてご活用ください。		
産前・産後	申立書 (別紙様式3)		<ul style="list-style-type: none"><li>・産前・・・母子手帳の出産予定日のわかるページのコピー</li><li>・産後・・・母子手帳の出生届出済証明のページのコピー (保育を希望される児童以外のものです。)</li></ul>
病気・障害など			<ul style="list-style-type: none"><li>・病気の場合・・・診断書等</li><li>・障害の場合・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー</li></ul>
家庭などの災害			<ul style="list-style-type: none"><li>・被災証明書等</li></ul>
就学・職業訓練			<ul style="list-style-type: none"><li>・在学証明書など（在学期間・時間等が記載されたもの）</li></ul>
虐待・DVのおそれ			<ul style="list-style-type: none"><li>・神石高原町子育て応援課にお問合せください。</li></ul>
その他			<ul style="list-style-type: none"><li>・保育できないことを証明する書類</li></ul>
求職活動		申立書 (別紙様式4)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証のコピー</li></ul>
家族の看護、介護		介護状況確認書 (別紙様式5)	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険証の認定状況のコピー</li><li>・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等を所持する方を介護している場合は、その方の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のコピー、介護を要すると認められる書類</li></ul>

※兄弟姉妹が同時に入所申込みをする場合（新規入所と継続入所の場合も含む）は、申込児童にそれぞれ添付書類を提出してください。（添付書類は原本1部と2人目以降はコピーで構いません。）

※書類が不備の場合は、認定及び入所審査ができません（入所不承諾となる場合があります。）のでご注意ください。（その他必要な書類が不足している場合も認定又は入所審査ができません。）

【令和3年1月2日以降に神石高原町に転入され、新規に入所申込をされる場合】

- 保護者の令和3年度所得課税証明書（所得金額、控除内訳の記載のあるもの）  
※令和3年1月1日に住所のあった市町村に請求してください。  
※個人番号（マイナンバー）提供書を提出されている場合は、所得課税証明書は不要です。
- 上記に加えて令和4年度所得課税証明書（所得金額、控除内訳の記載のあるもの）が必要な場合があります。  
(令和4年1月1日に住所があった市町村に6月以降にお問合せください。)  
※令和4年度住民税が決定していない場合は、必ず令和4年1月1日現在の住民登録地の市町村での市町村民税申告が必要です。市町村民税申告書の控えのコピーを提出してください。  
※個人番号（マイナンバー）提供書を提出されている場合は、所得課税証明書は不要です。

## 保育料について

保育料は、保育サービスを利用するためには必要な費用です。家計に与える影響を考慮して、保護者の収入状況等に応じて負担をしていただきます。これらの費用が保育所等で日々の保育を行うために必要な経費の一部となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

決定方法	保育所・認定こども園・地域型保育事業の保育料は同じ計算方法で決定します。	
	年 令 区 分	年齢は年度当初の前日（3月31日）時点の児童の満年齢で区分をします。年度内は誕生日を迎えても保育料の年齢区分は変わりません。 （例）3歳：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ
	階 層 区 分	支給認定保護者又は扶養義務者の市町村民税の合計額により保育料を決定します。 4月～8月：令和3年度市町村民税額 9月～3月：令和4年度市町村民税額 ※保育料の決定時期が変更になる場合があります。 ※祖父母等と同一住居に居住し、祖父母等が児童又は保護者を扶養している場合は、祖父母等の課税額も含めて保育料を決定します。 ※課税額の算定に当たっては、住宅借入金等特別控除・住宅耐震改修等特別控除・配当控除・寄付金控除・外国税控除等は適用されません。これらの控除がなかった場合の税額となります。
	保 育 必 要 量	支給認定を受けた保育必要量によって、保育料が異なります。 ※支給認定変更により保育必要量が変更になった場合は、変更の届出のあった翌月から保育料を変更します。

### ○決定通知の時期

#### 【継続又は4月入所】

保育料決定通知は4～8月分を4月中旬に、9～3月分を9月中旬にお知らせします。

#### 【5月以降の入所】

年度の途中入所の場合は、入所月に随時お知らせします。5～8月の入所の場合は、4月入所と同様に9～3月分の通知を9月中旬にお知らせします。

### ○保育料の支払方法について

次のの中から、希望の支払い方法を選ぶことができます。

- (1) 口座振替 保護者の希望される金融機関から毎月末に口座振替により納付  
※町所定の「口座振替依頼書」（役場子育て応援課・各金融機関に用紙があります）を希望される金融機関に提出してください。
- (2) 窓口納付 毎月15日前後に発送する納入通知書で現金払い

#### ◎保育料は、納付期限日を守ってお支払いください。

納付期限日・・原則、当月末日（金融機関が定休日の場合は、翌営業日）

※12月分 12月28日（金融機関が定休日の場合は、翌営業日）

### 第2子以降保育料実質無料化事業について

平成28年度から、扶養している児童（18歳になって最初の3月31日までの児童）の第2子以降の保育料を実質無償化事業を行っています。毎月の保育料を納期限までに納入いただいた場合に、納入済み保育料相当額を年2回に分けて補助します。  
補助金申請方法・支払時期等については、別途通知します。  
なお、前年度保育料滞納の方は該当なりません。  
また、この補助金は一時所得となります。

令和3年度の保育料徴収基準額表

各月初日の乳幼児の属する世帯の階層区分	徴収基準額（月額）			
	保育標準時間		保育短時間	
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
第1階層 生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層 市町村民税非課税	0	0	0	0
第3階層 均等割額のみ及び 所得割額48,600円未満	9,700	0	9,600	0
第4階層 48,600円 以上 73,000円 未満	12,300	0	12,000	0
第5階層 73,000円 以上 97,000円 未満	15,000	0	14,800	0
第6階層 97,000円 以上 133,000円 未満	18,500	0	18,100	0
第7階層 133,000円 以上 169,000円 未満	22,200	0	21,900	0
第8階層 169,000円 以上 257,000円 未満	26,300	0	25,700	0
第9階層 257,000円 以上 301,000円 未満	30,500	0	30,000	0
第10階層 301,000円 以上 397,000円 未満	40,000	0	39,400	0
第11階層 397,000円 以上	52,000	0	51,200	0

○保育料の減免等

【国の軽減策】

(1) 所得割額57,700円未満の場合、年齢に関係なく、最年長の子から順に  
1人目：全額、2人目：半額、3人目以降：無料となります。

(2) 2人以上の児童が同時入所・入園している世帯は、  
1人目：全額、2人目：半額、3人目以降：無料となります。  
同じ保育所へ入所している児童以外で幼稚園等に入園している児童も併せて1人目、  
2人目、3人目と数えます。該当児童があれば、保育所または役場子育て応援課にお知らせください。

(3) 所得割額77,100円未満のひとり親、障害児（者）のいる世帯は、無料となります。

【町の軽減策】

扶養している児童（18歳になって最初の3月31日までの児童）が3人以上いる場合、  
申請により人目以降の児童の保育料が半額になります。  
なお、国の軽減策（2）により減免されている児童以外が対象です。

※月途中に入所、退所された児童の保育料は、日割りで計算します。

※3歳未満児は主食（米）・副食費（おかず、おやつ）を含めた食事の費用が保育料に含まれています。

神石高原町では、3歳児以上の給食の主食（米）・副食費（おかず・おやつ代）も町が負担していますので、保護者の方から、別途、納入いただく必要はありません。  
なお、広域入所で町外の施設を利用される場合は、給食費（主食・副食費）が必要になることがありますので、利用される施設に確認してください。

## 入所承諾後に必要な書類

入所保育所に次の書類を提出してください。

- ① 保護者の連絡先を明確にするもの
- ② 児童の体調を確認するもの
- ③ 児童の生活習慣を知るもの

## 入所式前の預かりについて

4月1日から入所承諾をした児童については、入所式前であっても、必要に応じて保育を行いますので、保育所へご相談ください。

## 昼食等について

昼食・おやつ	保護者の方へは、前月末頃に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなど食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。相談のうえ、除去するなどの対応を取ります。（医師の診断によるアレルギー検査結果が必要） 【例】卵、牛乳、そばなど
衛生管理等	その他の給食施設届を広島県東部保健所福山支所へ提出済です。 水質検査を定期的に実施しています。（いすみ保育所は毎月。 その他の保育所は上水道を利用しているため定期的に実施） 調理師・保育士は定期的に健康診断・検査を行っています。

## 保育所と保護者の連絡について

- ① 入所児童の保育所での状況や家庭での状況をお互いに連絡しあうために、連絡帳を活用します。健康状態、食事、遊び、排便状況など子どもの様子を保育所側は記入しますので、保護者の方も家庭での様子をできるだけ詳しく記入してください。
- ② 月に1回程度保育所だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

## 保護者会について

各保育所単位で保護者会を組織されています。総会や役員会を通じて保育所からは必要事項をお知らせし、保護者の方のご意見もいただく場としています。

## 健康診断等について

- ① 健康診断 年2回（春・秋） 【内科・歯科】
- ② 身体測定 毎月1回

## 保育所入所時の児童災害共済について

保育所入所児童は、日本スポーツ振興センターの災害共済制度に全員加入します。  
掛金は全額町費で負担します。

保育所の管理下の災害によって、診療点数500点以上（健康保険証等使用しない場合の治療費5,000円分）の場合、自己負担された金額に対し給付金が支給されます。（保険外診療や交通費は対象となりません。）また、後遺障害が残った場合の見舞金の支給等もあります。

登所・降所中も対象になりますが、自動車搭乗中の事故については自動車損害賠償保険（自賠責）による補償との調整が必要となります。

保育所管理下での負傷で病院を受診された場合は、病院名や状況等、保育所までご連絡ください。給付金請求の事務手続きは、保育所で行います。医療機関の証明書（様式は保育所から渡します）と、領収書（写し）の提出をお願いします。

## 保育所のご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合、又は登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登所が遅れる場合は、8時30分までご連絡ください。
お迎えが遅れる場合、お迎えにこられる方について	お迎えが遅れる場合は、早めにご連絡ください。 お迎えが家族以外の場合は、職員に前もってご連絡ください。
毎朝の体温等の確認	登所前には必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻しん（はしか）・百日咳・水ぼうそう・耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ等の感染症にかかった場合は、登所停止期間を経過してから登所してください。（医師に必ずご相談ください）
発熱のある場合について	熱が高い場合は、登所を控えてください。
投薬について	医療行為にあたるため、保育所では行えません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示（与薬依頼表）に基づき行うことができます。医師にご相談のうえ、できるだけ朝夕ご家庭で対応できるようご協力ををお願いします。
その他	保育料のほか、保護者に負担していただくものは、保護者会費と絵本代などです。必要に応じて徴収します。

## 保育内容に関する相談・苦情について

保育所での保育内容に関する相談や苦情の窓口は、次のとおりです。

### ① 各保育所 相談・苦情担当

	相談・苦情解決責任者	相談・苦情受付担当者	電話番号
油木保育所	所長 平岡宏子	所長 平岡宏子	82-0906
とよまつ保育所	所長 金谷めぐみ	所長 金谷めぐみ	84-2132
いすみ保育所	所長 横尾千寿	保育士専門員 岡田三枝子	87-0099
こばたけ保育所	所長 妹尾まゆみ	保育士専門員 岡本京子	85-2718
くるみ保育所	所長 松尾真理	所長 松尾真理	85-3329

### ② 町役場担当窓口

役場担当課	子育て応援課
所在地	神石高原町小畠1701 電話 89-3368

### ③ 第三者委員

油木保育所・・・主任児童委員 横山典子  
とよまつ保育所・・・主任児童委員 笹部和枝  
いすみ保育所・・・主任児童委員 村上俊二  
こばたけ保育所・・・主任児童委員 瀬尾洋子  
くるみ保育所・・・主任児童委員 瀬尾洋子

## 児童虐待防止への取組み

子どもの状況に応じて支援の充実を図るために、家庭や関係機関との連携に努めています。

## 子育てに関する相談について

子育ての悩みや不安など、困っていることや、気になることについても、お気軽にご相談ください。

## 一時預かり事業について

保護者の病気や出産などのために子どもを預けなければならないなど、一時的に家庭での保育が困難な場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減するため、保育所において児童一時的にお預かりします。

- 実施保育所 全保育所
- 利用料（令和3年度の場合）金額は変更することがあります。

区分	3歳未満	3歳以上
1日（4時間を超える利用）	3,000円	2,000円
半日（4時間以内の利用）	1,500円	1,000円

兄弟姉妹で同日同時間帯を利用する場合は、最年長児が全額、その他の児童は半額です。

生活保護世帯は無料です。

利用児童の4月1日満年齢の年齢区分で利用料を決定します。

- 対象年齢 各保育所の受入可能な年齢です。
- 定員 各保育所の受入可能な人数の範囲内を原則とします。
- 利用可能時間 月～土（7：30～18：30）  
※日曜・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）は休所します。
- 利用申込み 利用したい日の3日前までに、利用する保育所へ申込書を提出してください。申込書は、各保育所に備え付けています。
- 町外在住の方でもご利用いただけます。

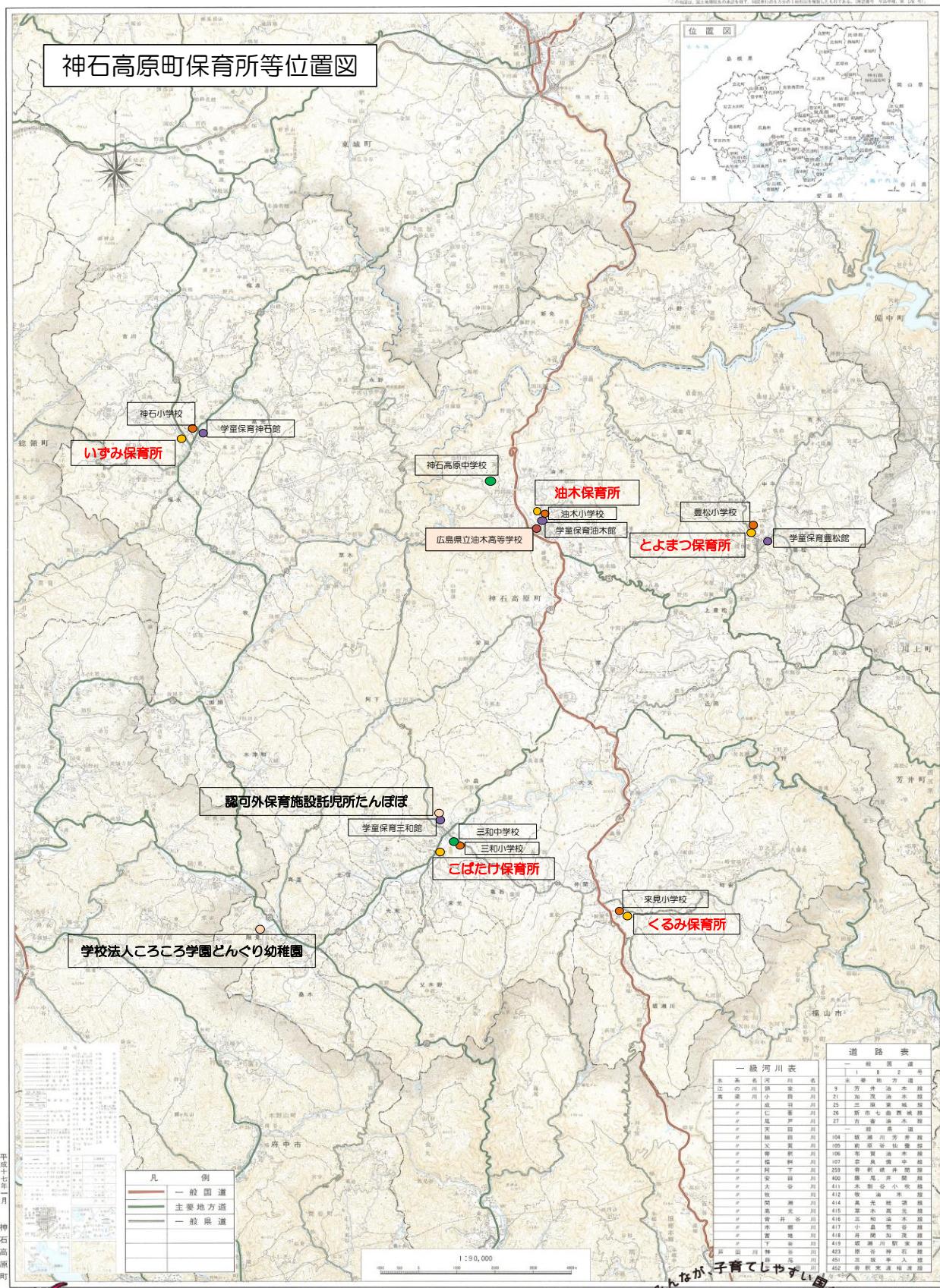
## 保育所開放について

これから入所されるお子様と保護者の方を対象に保育所を開放しています。

お子さまといっしょにご利用ください。

油木保育所	毎月第2木曜日	10:00～
とよまつ保育所	毎月第3金曜日	10:00～
いづみ保育所	毎月第3火曜日	10:00～
こばたけ保育所	毎月第4火曜日	10:00～
くるみ保育所	毎月第2水曜日	10:00～

※場合により日時を変更する場合がありますので、各保育所にお問い合わせください



平成十六年一月  
神石高原町



すくすくジャパン!